

古物営業許可申請

リサイクル品、古着、ブランド品、中古車などの**中古品・新古品を商売として扱うには古物商の免許が必要**です。事業を起こしたい方や事業拡張のために取得する方が多く、ニーズの高い許可です。古物商許可は**公安委員会（管轄の警察署）**に申請します。

【古物とは】

- ・一度使用された物品
- ・新品でもそれを使用するために取引された物品（新古品）
- ・上記の物品に**幾分の手入れ**を施したもの

以上が古物にあたり、次の13品目に分類されます。

【品目の分類】

1	美術品類	絵画、書、彫刻、工芸品など
2	衣類	着物、洋服、衣料品など
3	時計・宝飾品類	時計、宝石類、メガネ、貴金属類など
4	自動車	自動車、その部品類など
5	自動二輪・原付	原付バイク、バイク、その部品など
6	自転車類	自転車、その部品など
7	写真機類	カメラ、レンズ、ビデオカメラなど
8	事務機器類	パソコン、ワープロ、コピー機、FAXなど
9	機械工具類	工作機械、土木機械、医療機器、家庭電化製品など
10	道具類	家具、楽器、ゲームソフト、CD、DVD、運動用具など
11	皮革・ゴム製品類	カバン、バッグ、靴など
12	書籍	本、雑誌、マンガ、文庫本など
13	金券類	商品券、ビール券、乗車券、航空券、入場券、株主優待券など

◎ 古物営業許可が必要な場合

上に例示したような古物を**売買、賃貸または交換する行為を商売として行なうとき**に必要なになります。

この許可は法に定められているとおり、

盗品の売買の防止・早期発見による犯罪の防止・被害の回復

を目的としているため、申請には事業主・管理責任者の個人情報や略歴・事業所を確認するための様々な書類が必要になります。

取得までに時間のかかる書類もありますので、お急ぎの場合はお早めにご連絡ください。

※当サイトでは古物市場主、古物競りあっせん業者については記載しておりません。

◎ 古物営業許可申請料金

種別	申請料金
古物営業許可申請 (個人・一人事業主で URL 登録なしの場合)	50,000 円(税込) ※
※今だけの、行政書士報酬と証紙費用 19,000 円・書類取得費用の全てを含んだフルパックでの料金です。 《備考》 所沢市から片道 1 時間圏の警察署への提出を基準としているため、遠方の方はお問い合わせください。	

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。



やまづみ行政書士事務所
VISA & LIFE SUPPORT

やまづみ行政書士事務所

〒359-1126

埼玉県所沢市西住吉 4-2-201

電話: 04-2968-6669

E-mail: info@yamazumi.net

URL: <http://yamazumi.net>